

② 重要な財産の処分若しくは譲受けの判定

41の4の2-2 措置法第41条の4の2第1項に規定する「組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け」に該当するかどうかは、組合事業に係る当該財産の価額、当該財産が組合事業に係る財産に占める割合、当該財産の保有又は譲受けの目的、処分又は譲受けの行為の態様及びその組合事業における従来への取扱いの状況等を総合的に勘案して判定する。

任意組合契約等の組合事業に係る「財産」が措置法第41条の4の2第1項(措令26の6の2②)に規定する「重要な財産」に該当するか否かは、当該財産の価額やその種別だけではなく、当該財産が当該組合の総資産に占める割合や当該財産の保有目的といった個々の組合の事情等によって異なってくるものである。

本通達は、「重要な財産」に該当するか否かを判断するに当たり、一律の基準を設けることは適当ではなく、その判断は、当該財産の価額、当該財産が当該組合の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様などの事情を考慮して総合的に行うことになることを明らかにしたものである。

(参考) 最高裁平成6年1月20日第一小法廷判決

「商法二六〇条二項一号にいう重要な財産の処分に該当するかどうかは、当該財産の価額、その会社の総資産に占める割合、当該財産の保有目的、処分行為の態様及び会社における従来への取扱い等の事情を総合的に考慮して判断すべきものと解するのが相当である。」